

累次の政府決定等

○ 統計行政の新たな展開方向（抄）

（平成 15 年 6 月 27 日 各府省統計主管部局長等会議申合せ）

第 2 社会・経済の変化に対応した統計の整備

1 大規模経済統計の在り方

（1）経済センサス（仮称）の創設に向けての検討

< 背景・現状 >

現行の産業を対象とする大規模統計調査は、基本的に省ごとに、産業別に、異なる年次・周期で実施されている。このため、既存の大規模統計調査の結果を統合したとしても、我が国全体の包括的な産業統計を得ることができない。また、事業所・企業の改廃が激しい今日、調査年次・周期の異なるこれら大規模統計調査の結果を統合して利用する価値が低下している。

また、サービス経済化の進展に伴い、国民経済に占める第 3 次産業のウエイトが高くなっているにもかかわらず、この分野の統計が不足しており、かつ、体系的に未整備となっている。

さらに、国内総生産（GDP）を推計するための基礎統計として、全産業をカバーする一次統計が必要であり、また、これにより GDP の精度の検証もより適切に行うことができるとともに、売上高等の項目を把握することにより、事業所・企業の母集団情報のよりの確な整備に寄与することができる。

< 基本方向 >

全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握できる統計（当面、「経済センサス（仮称）」という。）の整備を図る。これに伴い、既存の関連する大規模統計調査等の統廃合、簡素・合理化を図る。

< 具体的方策 >

経済センサス（仮称）については、原則、全産業分野のすべての事業所・企業を対象に、経済活動の実態を経理的側面からとらえる統計調査を平成 21 年を目途に実施する方向で、その具体化に向けて検討する。

このため、総務省（統計基準部）は、平成 15 年度に、関係府省を始めとして広く関係者を含めた、具体化のための検討の場を設け、平成 17 年度中にその枠組み及びこれに関連した大規模統計調査等の統廃合、簡素・合理化についての結論を得る。

○ 政府統計の構造改革に向けて（抄）

（内閣府経済社会統計整備推進委員会(平成 17 年 6 月 10 日)）

２．統計整備に関する事項

（１）経済センサス（仮称）

< 取組に当たっての考え方 >

現在、我が国の産業統計は、基本的に産業ごと、所管府省ごとに行われており、事業所・企業の新設・廃止が目まぐるしい中で調査の時点や周期が異なること、調査に用いられている概念や用語の定義の整合が十分に図られていないこと等から、既存の統計調査の結果を突き合わせたとしても全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握することができない状況にある。このように我が国の経済活動の実態を包括的に表す一次統計が未整備な状況は、単に統計を利用する際の使い勝手という問題にとどまらず、経済財政政策その他の重要な政策決定の判断指標である GDP の推計上も大きな制約となっている。

こうした状況を改善するため、既存の関連する大規模統計調査等の統廃合や簡素合理化を図りつつ、原則として全産業分野のすべての事業所・企業を対象に、経済活動の実態を経理的側面からとらえる「経済センサス（仮称）」を早期に具体化することが必要である。経済センサス（仮称）によって売上高等の項目を把握することを通じて事業所・企業の母集団名簿の整備が図られることが期待でき、ひいては現在その整備が遅れている第三次産業（サービス分野）に係る統計調査の設計、精度向上等にも大きな効果があるものと見込まれる。

経済センサス（仮称）は、我が国の産業統計のベースとして、すべての事業所・企業を対象とし、売上高等の経理的側面から経済活動の実態をとらえるベンチマークとなるとともに、事業所・企業の母集団名簿を整備するための役割をも担うものである。このため、調査に当たっては可能な限り調査対象の捕捉漏れが生じないよう細心の注意を払う必要がある。近年、ＳＯＨＯ等統計調査員の目視だけでは捕捉することが困難な事業所・企業が増加しており、それらが全体に占める割合も相当大きくなっていると見込まれることから、法人の名称・所在地等に関する基礎的な法人情報を提供している登記情報等の行政記録を活用するなどしてこれらの調査客体を的確に捕捉することが必要不可欠である。

< 具体的な取組 >

・・・略・・・

経済センサス（仮称）の実施に当たっては、ＳＯＨＯ等統計調査員の目視だけでは捕捉することが困難な事業所・企業を的確に捕捉するため、法人の名称・所在地に関する行政記録を積極的に活用すべきである。活用にあたっては、調査対象捕捉上の有効性からみた情報の対象範囲や正確性等に留意しつつ登記情報等を対象に、円滑な調査実施に資する観点から、実施主体において準備段階から活用できるよう、関係府省は必要な措置を速やかに講ずるべきである。

○ **経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005(抄)**

（平成 17 年 6 月 21 日 閣議決定）

第 4 章 当面の経済財政運営と平成 18 年度予算の在り方

２．民需主導の経済成長を確実なものにするために - 活性化のための政策転換 -

（４）活性化を目指した歳出の見直し

（統計整備の推進）

- ・ 「基本方針 2004」に基づいて、経済社会の実態を的確にとらえる統計を整備するとともに、統計制度の改革を推進する。特に、別表 2 の（６）の取組を進める。

< 別表 2 >

（６）	（統計整備の推進） ・ 統計整備に関する「司令塔」機能の強化等のために、統計法制度を抜本的に見直す。 ・ 産業構造の変化等に対応した統計（経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサス（仮称）サービス統計、観光統計等）を整備する。 ・ サービス統計等を整備するため、既存統計に係る要員の活用も視野に入れた組織体制の整備を検討する。
-----	--